

第2-2号様式(第5条第2項関係)

独法文総第22号
令和2年1月16日

法人文書不開示決定通知書

全国邪馬台国連絡協議会 会長
鷺崎 弘朋 様

独立行政法人国立文化財機構理事長
松村 恵司



令和元年11月26日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|-----------------------|--|
| <p>不開示決定した法人文書の名称</p> | <p>奈良文化財研究所のHPの中の年輪年代学の頁 (https:// www.nabunken.go.jp/contents/science/age.html) に記載されている「ヒノキ とスギの暦年標準パターン」、最新のパターンで、「古年輪学研究の試料と方法」で示された数値データ</p> |
| <p>不開示とした理由</p> | <p>独立行政法人国立文化財機構における法人文書の開示決定等にかかる審査基準Ⅳ 第5条第4号関係(事務又は事業に関する情報)ホ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの」に該当するため不開示</p> |

* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立文化財機構を被告として(訴訟において独立行政法人国立文化財機構を代表する者は理事長となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

(総務企画課 総務担当 安川・新井) (TEL: 03-3822-1577)

第2-2号様式(第5条第2項関係)

独法文総第23号
令和2年1月16日

法人文書不開示決定通知書

全国邪馬台国連絡協議会 会長
鷺崎 弘朋 様

独立行政法人国立文化財機構理事長
松村 恵司



令和元年11月26日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|----------------|--|
| 不開示決定した法人文書の名称 | 『正倉院紀要』に3回に渡り、掲載された貴研究所の光谷拓実著「年輪年代法による正倉院正倉の建築部材の調査(2)、(3)」の調査に用いられた建築部材の写真データとその年輪幅測定データ及び年輪年代を求めるのに用いられたヒノキ年輪標準パターンのAパターンとBパターンの両方の数値データ |
| 不開示とした理由 | 独立行政法人国立文化財機構における法人文書の開示決定等にかかる審査基準Ⅳ第5条第4号関係(事務又は事業に関する情報)ホ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの」に該当するため不開示 |

* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立文化財機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立文化財機構を被告として(訴訟において独立行政法人国立文化財機構を代表する者は理事長となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 不明な点がある場合には、情報公開室にご連絡ください。

(総務企画課 総務担当 安川・新井) (TEL: 03-3822-1577)